

# 下請法・下請振興法改正法の説明会について

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布され、令和8年1月1日に施行されますが、国土交通省より、当該改正法に係る説明会が開催される旨、情報提供がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### <開催概要>

日 時：9月30日（火）15:00～16:30

開催形式：オンライン（定員9,900人（先着）、1組織（企業）あたり1名まで）

議事内容：総合政策局にて司会進行を行い、中企庁・公正取引委員会の担当者より下請法・下請振興法改正法の概要について説明。

質疑応答：説明終了後に実施

（中企庁・公正取引委員会の担当者のほか、国交省担当課より回答）

申込方法：以下のMicrosoft Formsより回答

・参加申し込みフォーム：<https://forms.office.com/r/b5B6xbTmD>.

申込期限：9月24日（水）

※期限より早く申込定員に達し次第、申込を締め切ります。（フォームを閉鎖）

### <注意事項>

上記、参加申し込みフォームの回答にあたっては「6.貴社の国土交通省における担当部局」を選択する欄がありますが、「物流・自動車局」を必ず選択してください。

※失念すると会議URLが届かない可能性があります。

### <備考>

○申込企業・団体に対し視聴用URL送付

申込いただいた企業に対しては、説明会数日前をめどに担当部署より、視聴用URLを共有いたします。